

伊丹市上下水道局入札予定価格等の事前公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市上下水道局の発注する建設工事並びに当該工事に関する測量業務、建設コンサルタント業務、土木コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）に関し、入札予定価格等の事前公表（以下「事前公表」という。）を行うことにより、入札・契約制度の透明性を図るとともに、市民の公共工事に対する信頼を高め、不正行為の防止に資することを目的とする。

(事前公表の対象)

第2条 事前公表の対象となる建設工事等は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に付す建設工事等とする。

(事前公表の内容)

第3条 事前公表の内容は、入札予定に係る件名、入札執行日、予定価格及び最低制限価格（低入札価格調査基準価格を含む。）とする。

(事前公表の開始日)

第4条 事前公表の開始日は、原則として、次の各号に掲げる競争入札の種類に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 制限付一般競争入札 入札公告日
- (2) 指名競争入札及び意向確認型指名競争入札 指名通知日

(事前公表の場所及び方法)

第5条 事前公表は、経営企画課において行い、入札に付する事項を閲覧に供する方法によるものとする。

(入札の執行)

第6条 事前公表を行った競争入札については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 予定価格を超える金額又は最低制限価格未満の金額の入札は、伊丹市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業に契約に関する規程（昭和62年水管規程第3号）において準用する伊丹市契約に関する規則（平成3年伊丹市規則第37号）第10条第7号の

規定により無効とする。

(2) 入札の回数は、1回とする。

(積算内訳書の提出)

第7条 管理者は、入札参加者に対し、当該入札の根拠となった積算内訳書を提出させるものとする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日等)

この要綱は、平成14年4月22日から施行し、同日以後に指名通知又は資格確認結果通知を行う競争入札について適用する。

付 則

この要綱は、平成15年6月2日から施行し、同日以後に指名通知又は資格確認結果通知を行う競争入札について適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に指名通知又は資格確認結果通知を行う競争入札について適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に指名通知又は資格確認結果通知を行う競争入札について適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う競争入札について適用する。